一般廃棄物処理基本計画
（概要版）

令和　年　月

豊後大野市

〈　目次　〉

第 1 章 計画策定の基本的考え方 1
第 1 節 計画策定の主旨 1
第 2 節 計画対象区域 1
第 3 節 計画の範囲 2
第 4 節 計画目標年次 2
第 2 章 ごみ処理の現況 3
第 1 節 ごみ処理フロー 3
第 2 節 ごみ処理体制 5
第 3 節 ごみ処理の実績 7
第 3 章 ごみ処理基本計画 10
第 1 節 基本理念・基本方針 10
第 2 節 排出抑制・再生利用の目標設定 11
第 3 節 目標を達成した場合のごみ排出量の予測 12
第 4 節 ごみ排出の抑制のための方策に関する事項 13
第 5 節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 14
第 6 節 ごみ処理の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 15
第 7 節 ごみ処理施設の整備に関する事項 18
第 8 節 非常災害時におけるごみの処理及び施設整備に関する事項 18
第 9 節 その他ごみ処理に関し必要な事項 19
第 4 章 生活排水処理の現状 20
第 1 節 生活排水の処理体系 20
第 2 節 生活排水処理形態別人口の推移 21
第 3 節 し尿等の処理の実績 21
第 5 章 生活排水処理計画 23
第 1 節 し尿・汚泥排出量の推計 23
第 2 節 基本方針 23
第 3 節 処理の目標 24
第 4 節 し尿・汚泥の処理計画 25
第 5 節 し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備に関する事項 26
第 6 節 その他 27

第1章　計画策定の基本的考え方

第1節　計画策定の主旨

国は、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を出来るかぎり低減させる「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた「循環型社会形成推進基本法」を制定した。そして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を改正するとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの各種リサイクル法を制定し、循環型社会を実現するための法体系を整備してきた。

また、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）を策定している。令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が重要であることが示されている。

大分県においては、「第6次大分県廃棄物処理計画（令和8年3月）」（以下「県廃棄物処理計画」という）が策定され、環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築を目指す方向性とし、資源循環や脱炭素化を推進するための様々な施策に取り組んでいる。また、豊後大野市（以下「本市」という）は大分県が定める広域化ブロックの区割りのうち、大分ブロックに位置づけられており、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市及び由布市とごみ処理の広域化を行うこととなっている。大分ブロックの中間処理施設として、大分市に新たなごみ処理施設（名称：みどりの森環境センター）を整備中であり、令和9年10月の供用開始を予定している。

本市においても、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度～令和8年度）（以下「既定計画」という）を策定し、「住民・事業者・行政の三者協働による持続可能な循環型の地域社会づくり」を基本理念としてごみの発生抑制や資源の適正な循環利用、公共用水域の水質保全と衛生的な生活環境実現に向けて様々な施策を推進してきた。

しかし、既定計画は令和8年度をもって計画期間を満了し、少子高齢化の進行や人口の減少、住民の生活意識の変化、ごみ処理の広域化、循環経済への移行の推進など、本市のごみ処理や生活排水処理をめぐる環境が大きく変化していることから、本市の指針としての新たな計画の策定が必要となる。

そのため、本市の長期的な視野に立ったごみ処理及び生活排水処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理及び生活排水処理を推進していくことを目的とし、上位計画と整合を図りながら「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）を策定する。

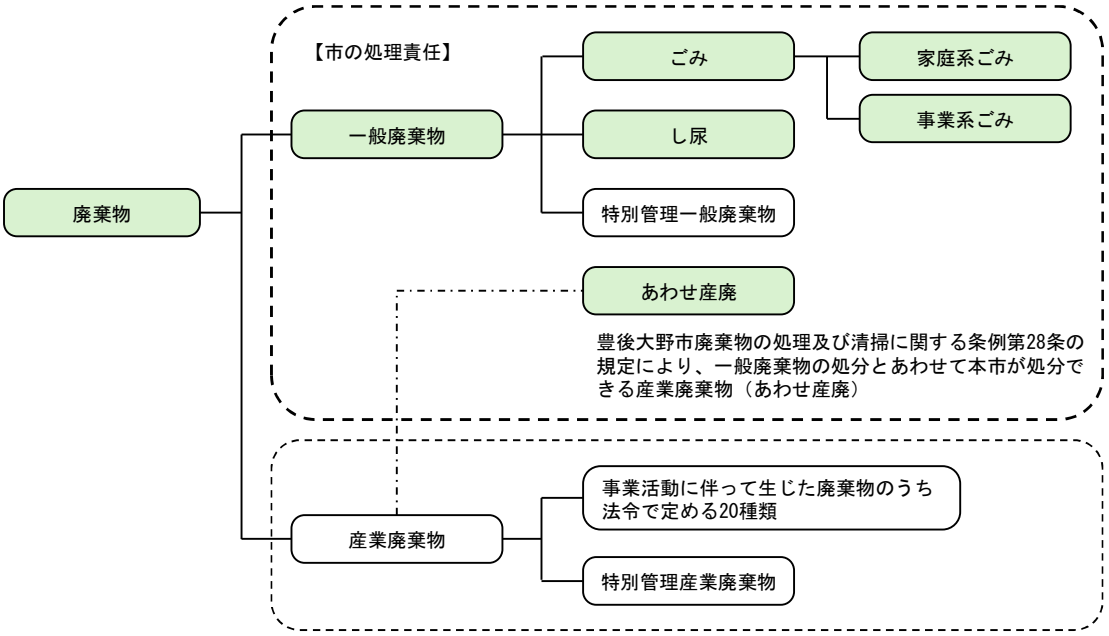
第2節　計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域及び臼杵市野津処理区（以下「野津処理区」という）を対象とする。なお、令和9年4月をもって、本市と野津処理区とのごみの共同処理は解消されることから、令和9年度以降のごみ処理基本計画の計画対象区域は本市のみとなる。

第3節　計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物を除くごみ、し尿（浄化槽汚泥を含む）及び豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 28 条の規定により、一般廃棄物の処分とあわせて本市が処分できる産業廃棄物（あわせ産廃）とする。なお、大分市のみどりの森環境センターの供用開始後は、あわせ産廃の受入れは行わない方針であることから、令和 9 年 10 月以降は本計画の対象外となる。

また、ごみ処理については、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを本計画の策定範囲とし、生活排水（し尿・浄化槽汚泥及び生活雑排水）処理については、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分までを本計画の策定範囲とする。



※みどりの森環境センターの供用開始後は、あわせ産廃の受入れは行わない方針であることから、令和 9 年 10 月以降は本計画の対象外となる。

図 1-1　本計画で対象とする廃棄物

第4節　計画目標年次

本計画は、計画目標年度を令和 23 年度とする 15 年間（令和 9 年度から令和 23 年度まで）の計画とする。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、都度見直しを行うものとする。

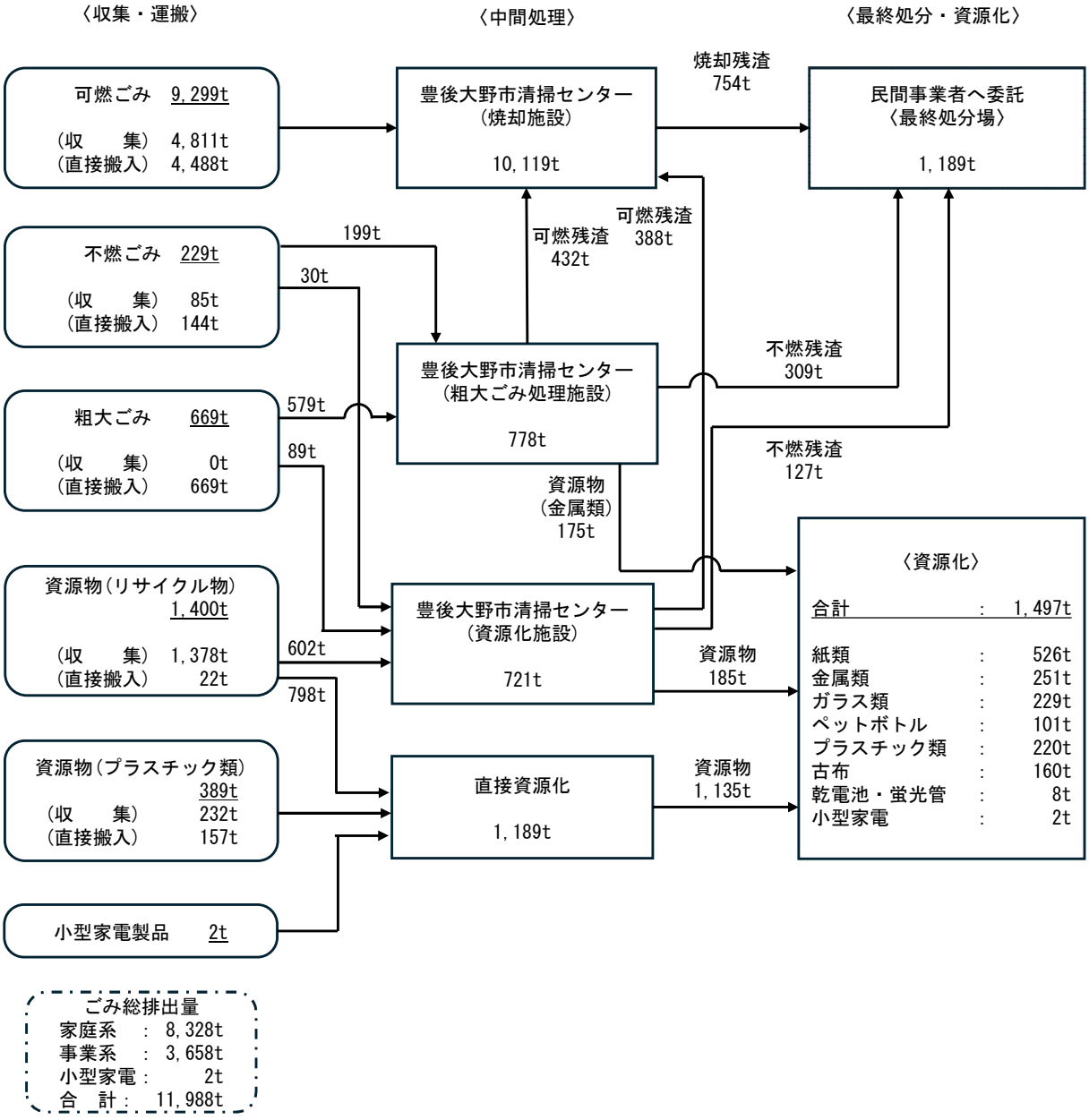
第2章　ごみ処理の現況

第1節　ごみ処理フロー

計画対象区域内で発生するごみは、本市の清掃センター（焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設）で処理されている。現在のごみ処理フローを図 2-1 に示す。

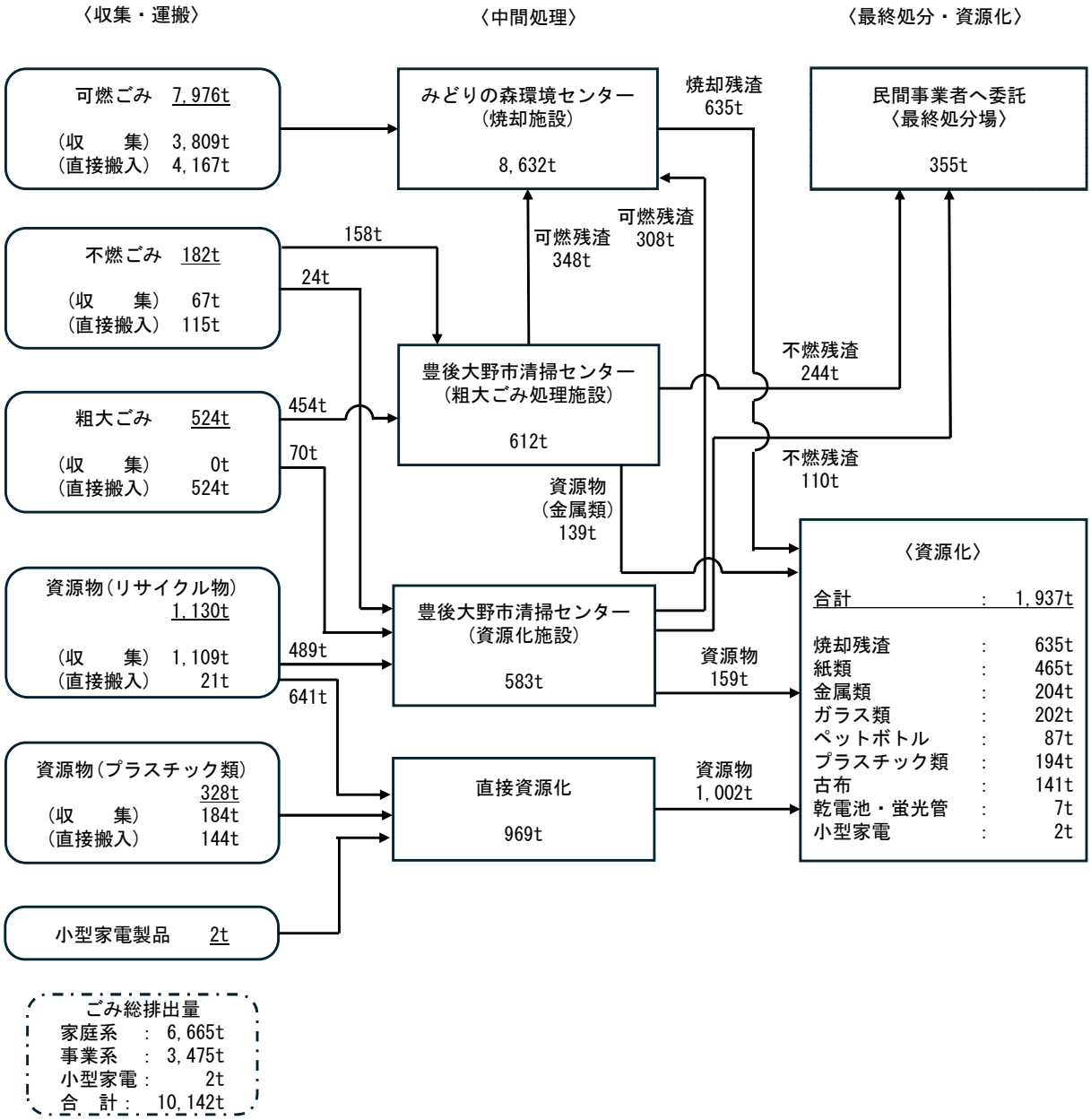
計画対象区域内の令和 7 年度のごみの総排出量は 11,988t であり、そのうち 10,119t が焼却処理、1,497t が資源化、1,189t が最終処分されている。

なお、令和 9 年 10 月以降は、可燃ごみはみどりの森環境センターにて広域処理することとなっている。しかし、令和 9 年 4 月をもって野津処理区との共同処理は解消されることから、以降のごみ処理フローを図 2-2 に示す。



※令和 7 年度時点では野津処理区のごみ量を含む。

図 2-1　ごみ処理フロー（令和 7 年度）



※令和 9 年度推計では野津処理区のごみ量を含まない。また、令和 9 年 10 月以降は焼却残渣の資源化が行われるが、豊後大野市清掃センターでの焼却処理が完了するまでの間は焼却残渣として飛灰固化物がしばらく発生する。

図 2-2 ごみ処理フロー（令和 9 年度推計）

第2節　ごみ処理体制

1 分別区分

計画対象区域内のごみの分別区分及び排出方法を表 2-1 に示す。

表 2-1　ごみの分別区分及び排出方法（令和 7 年度）

区分	ごみの種類（例）
可燃ごみ （燃えるごみ）	紙くず（資源化できないもの）、剪定枝、板切れ、落ち葉、庭の草、おもちゃ類、紙おむつ、たばこの吸い殻、花火、皮革製品、使い捨てカイロ、保冷剤
不燃ごみ （燃えないごみ）	ガラス、陶器類、刃物類、家電製品、その他（傘、ライター等）、有害ごみ（体温計・温度計、乾電池・ボタン電池、蛍光灯・蛍光管）
粗大ごみ	家具類、寝具類、電気製品、自転車、ミシン、畳、廃トタン・波板、物干し竿、剪定枝・木等 ※指定ごみ袋に入らない大きさのごみが対象
資源物（リサイクル物）	びん類（無色びん、茶色びん、その他の色びん）
	缶類（スチール缶、アルミ缶）
	ペットボトル
	古着・布類
	古紙（新聞、ダンボール、その他の紙類）
資源物（プラスチック類）	トレイ・パック類、プラスチックボトル・詰め替え容器類、ふた類、プラスチック性の袋類、その他のプラスチック（DVD、CD、弁当箱、プラスチック製食器類、プラスチックケース等の汚れていないもの）

2 ごみ処理の主体

計画対象区域のごみ処理主体を表 2-2 に示す。

表 2-2　ごみ処理主体（令和 7 年度）

区分		排出抑制	収集運搬	中間処理 保管	最終処分 資源化
家庭系ごみ	可燃ごみ	住民	本市	本市	本市 （委託事業者）
	不燃ごみ	住民	本市	本市	
	粗大ごみ	住民	事業者	本市	
	資源物 （リサイクル物）	住民	本市	本市	本市 （再生事業者）
	資源物 （プラスチック類）	住民	本市	本市	
事業系ごみ		事業者		本市	本市 （委託事業者）

※本市には委託を含む。

3 収集・運搬体制

計画対象区域のごみの収集・運搬方法を表 2-3、ごみ処理手数料の概要を表 2-4、収集・運搬機材を表 2-5 に示す。

表 2-3　ごみの収集・運搬方法（令和 7 年度）

区分		形態	方式	排出方法	回数
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	ステーション	可燃ごみ用 指定袋	1～2 回/週
	不燃ごみ	委託	ステーション	不燃ごみ用 指定袋	1 回/3 ヶ月
	粗大ごみ	許可	戸別収集	許可業者に 直接申込	随時
	資源物 （リサイクル物）	委託	ステーション	コンテナ・紐結束	1 回/月
	資源物 （プラスチック類）	委託	ステーション	プラスチック類用 指定袋	1 回/週
	直接搬入ごみ	個人による持ち込み			
事業系ごみ		事業者による持ち込み （事業者自ら搬入できない場合は本市の許可業者）			

表 2-4　ごみ処理手数料の概要（令和 7 年度）

区分	概要
家庭系ごみ	指定袋による従量制で徴収（資源物（リサイクル物）は無料）
事業系ごみ	ごみ量による従量制で徴収
直接搬入ごみ	ごみ量による従量制で徴収

表 2-5　収集・運搬機材（令和 7 年度）

形態	対象ごみ	収集車の 種類・台数	合計
委託	可燃ごみ	4t 車 6 台 2t 車 1 台	8 台 (28t)
	不燃ごみ	2t 車 1 台	
	資源物（リサイクル物）	3t 車 2 台 2t 車 2 台	7 台 (16t)
	資源物（プラスチック類）	2t 車 3 台	
許可	粗大ごみ・一時多量ごみ	許可業者の車両とする。	

第3節　ごみ処理の実績

1 ごみ排出量

計画対象区域のごみ総排出量の推移を図 2-3 に示す。

本市及び野津処理区のごみ総排出量はともに減少傾向にあり、1 人 1 日当たりのごみ排出量（以下「排出量原単位」という）の推移を図 2-4 に示す。

計画対象区域におけるごみ総排出量は、令和 3 年度から令和 7 年度までに 1,479t 減少している。また、令和 7 年度の計画対象区域の排出量原単位は 883.3g/人日であり、前年度より 9.8g/人日増加している。令和 6 年度の計画対象区域の排出量原単位と大分県及び全国の排出量原単位の公表値を比較すると、大分県の平均よりは低い値となっているが、全国の平均よりは高い値となっている。

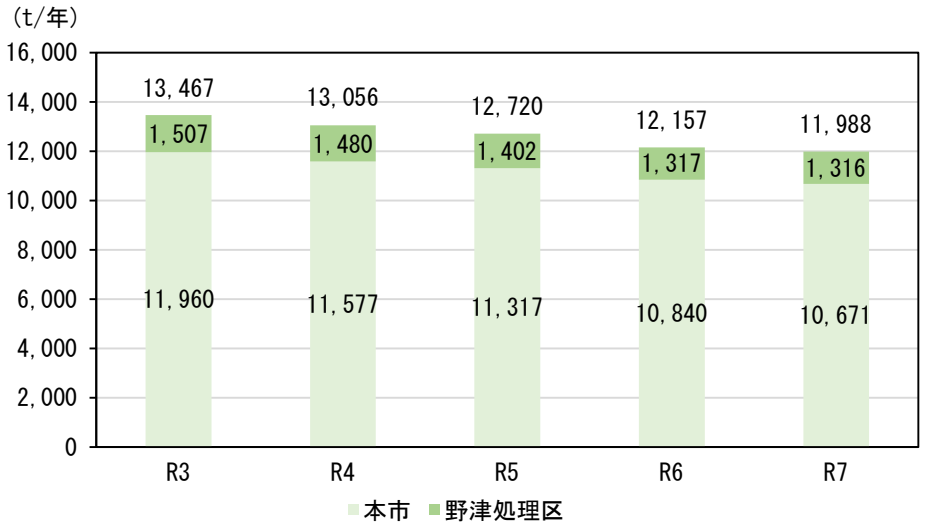


図 2-3　ごみ総排出量の推移

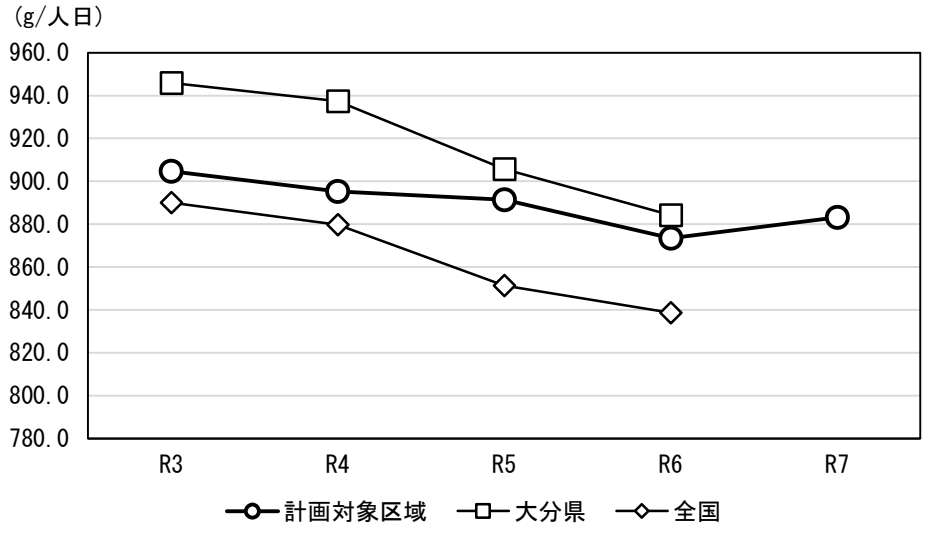


図 2-4　排出量原単位の推移

2 資源化・再生利用量

計画対象区域の総資源化量及びリサイクル率の推移を図 2-5 に示す。

令和 7 年度の総資源化量は 1,497t/年、リサイクル率は 12.5%であり、総資源化量、リサイクル率ともに減少傾向となっている。

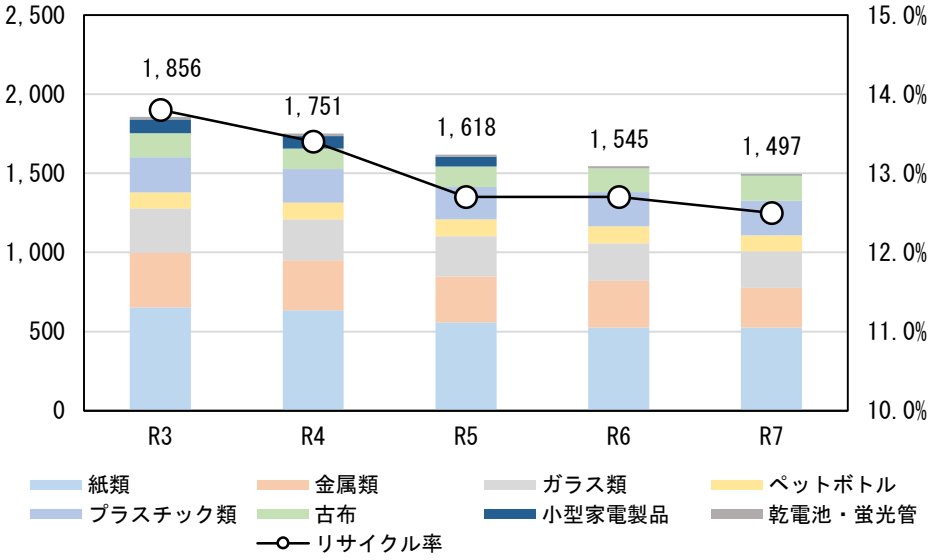


図 2-5　総資源化量及びリサイクル率の推移

3 収集運搬量

収集運搬量の推移を表 2-6 に示す。

令和 7 年度の収集運搬量は、可燃ごみが 4,811t/年、不燃ごみが 85t/年、粗大ごみが 0t/年、資源物（リサイクル物）が 1,378t/年、資源物（プラスチック類）が 232t/年であり、合計が 6,506t/年となっている。

表 2-6　収集運搬量の推移

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	t/年	5,286	5,191	5,143	4,920	4,811
不燃ごみ	t/年	108	103	95	93	85
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源物（リサイクル物）	t/年	1,631	1,515	1,447	1,394	1,378
資源物（プラスチック類）	t/年	264	258	247	241	232
合計	t/年	7,289	7,067	6,932	6,648	6,506

※直接搬入される家庭系・事業系ごみは含まない。

4 中間処理量

中間処理量の推移を表 2-7 に示す。

令和 7 年度の中間処理量は、焼却処理量が 10,119t/年（直接焼却量＋可燃残渣（中間処理後））、破砕・選別量が 1,499t/年（粗大ごみ処理施設＋資源化施設）となっている。また、令和 7 年度の中間処理による減量化量は 9301t/年となっており、中間処理による減量化率は 77.6%である。

表 2-7　中間処理量の推移

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
焼却処理量	t/年	11,243	10,942	10,701	10,290	10,119
直接焼却量	t/年	10,332	10,015	9,793	9,532	9,299
可燃残渣（中間処理後）	t/年	911	927	908	758	820
破砕・選別量	t/年	1,670	1,652	1,643	1,439	1,499
粗大ごみ処理施設	t/年	954	978	927	720	778
資源化施設	t/年	716	674	716	719	721
合計	t/年	12,913	12,594	12,344	11,729	11,618
中間処理による減量化量※1	t/年	10,350	10,089	9,853	9,405	9,301
中間処理による減量化率※2	%	76.9%	77.3%	77.5%	77.4%	77.6%

※1　中間処理による減量化量＝ごみ総排出量－総資源化量－最終処分量

※2　中間処理による減量化率＝中間処理による減量化量÷ごみ総排出量

5 最終処分量

最終処分量の推移を表 2-8 に示す。

令和 7 年度の最終処分量は、焼却残渣（飛灰固化物）が 754t/年、不燃残渣（中間処理後）が 436t/年となっており、最終処分率は 9.9%である。

表 2-8　最終処分量の推移

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
焼却残渣（飛灰固化物）	t/年	788	810	799	763	754
不燃残渣（中間処理後）	t/年	473	406	450	444	436
合計	t/年	1,261	1,216	1,249	1,207	1,190
最終処分率	%	9.4%	9.3%	9.8%	9.9%	9.9%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

第3章　ごみ処理基本計画

第1節　基本理念・基本方針

本市のごみ処理基本計画の基本理念は以下のとおりとし、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量・有効利用を図っていくシステムである「持続可能な循環型社会」の形成を目指す。

住民・事業者・行政の三者協働による
循環経済と脱炭素化を推進する持続可能な地域社会づくり

上記の基本理念に基づいた本市のあるべき姿の実現に向け、本市の今後のごみ処理行政についての基本方針を図 3-1 に示すとおり掲げる。

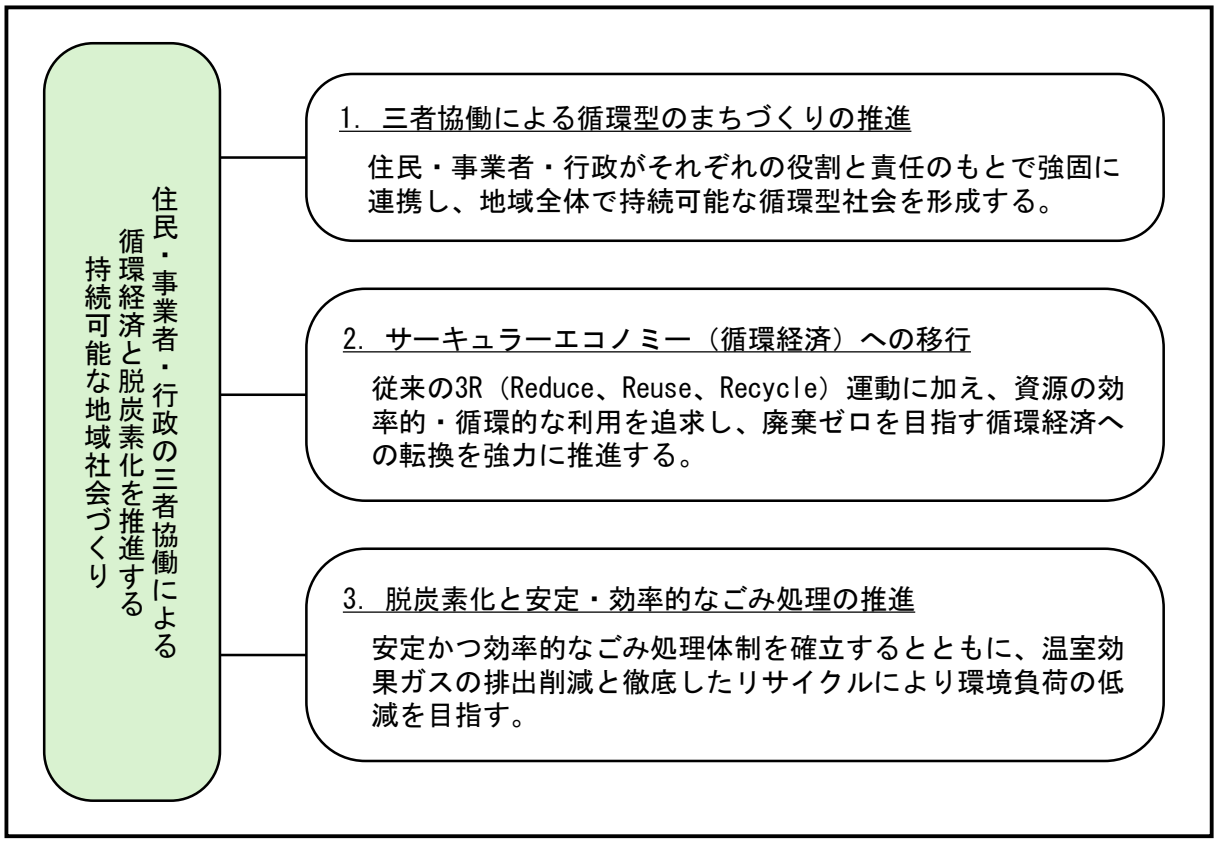


図 3-1　ごみ処理の基本方針

第2節　排出抑制・再生利用の目標設定

本計画においては、本市全体におけるごみ排出量等に対してごみ減量化及び資源化目標を設定する。本市のごみ減量化及び資源化目標を表 3-1 に示す。

1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値は、第四次循環基本計画の目標値を参考に、850g/人日以下を目指すものとする。

1 人 1 日当たりごみ焼却量の目標値は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するため、計画目標年度までに 700g/人日以下を目指すものとする。

リサイクル率は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するようにしたうえで、県環境基本計画の目標値を参考に、20%以上を目指すものとする。

最終処分率は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するようにした上で、県環境基本計画の目標値を参考に、4%以下を目指すものとする。

表 3-1　本市のごみ減量化及び資源化目標

項目	単位	実績	目標	備考
		R7	R23	
1 人 1 日当たりごみ排出量	g/人日	945.9	850 以下	第四次循環基本計画の目標値を参考に設定
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	g/人日	497.3	400 程度	1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定
1 日当たり事業系ごみ排出量	kg/日	9,893.6	7,500 程度	1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定
1 人 1 日当たりごみ焼却量	g/人日	807.7	700 以下	1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定
リサイクル率	%	12.5	20 以上	既定計画の目標値や焼却残渣の資源化を踏まえ設定
最終処分率	%	9.9	4 以下	1 人 1 日当たりごみ排出量やリサイクル率の目標値を踏まえ設定

第3節　目標を達成した場合のごみ排出量の予測

本市のごみ減量化及び資源化目標（表 3-1）を達成した場合（以下「目標を達成した場合」という）のごみ総排出量の推計値を図 3-2、1 人 1 日当たりごみ排出量の推移を図 3-3 に示す。

ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量は減少傾向となる結果となった。

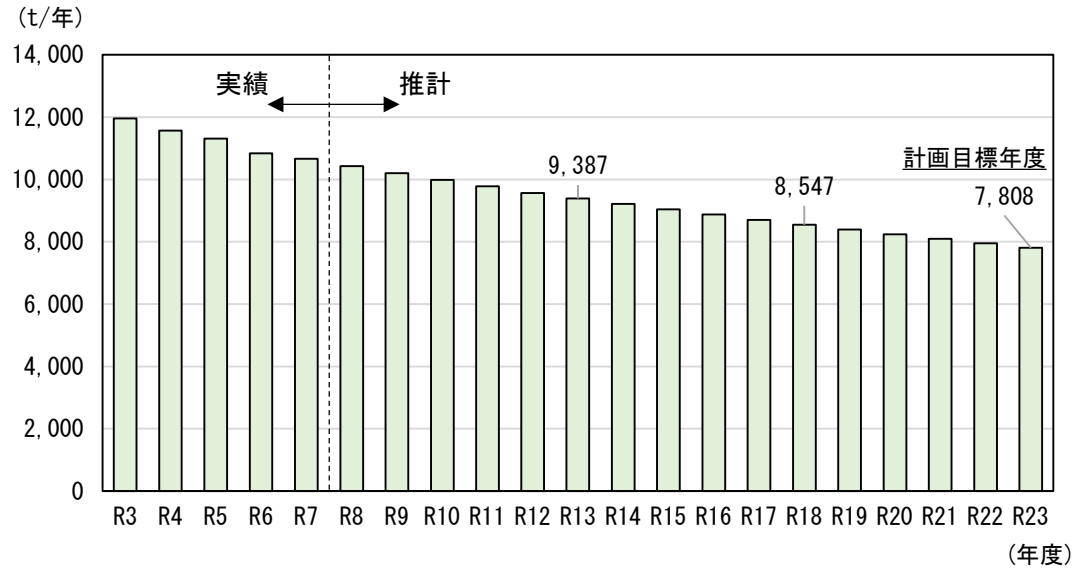


図 3-2　ごみ総排出量の推計値（目標を達成した場合）

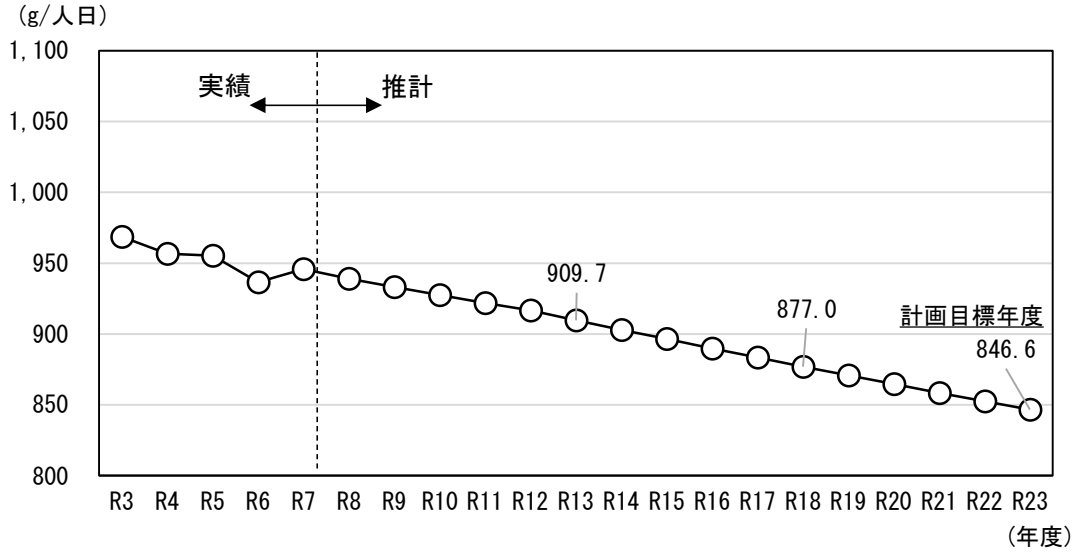


図 3-3　1 人 1 日当たりごみ排出量の推計値（目標を達成した場合）

第4節　ごみ排出の抑制のための方策に関する事項

1 排出抑制に関する基本方針

本市における排出抑制に関する基本方針は以下のとおりとする。

【排出抑制に関する基本方針】

住民・事業者・行政が互いに連携し、基本方針である 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制に取り組み、循環型社会の構築を目指す。

2 発生抑制に向けた取り組み

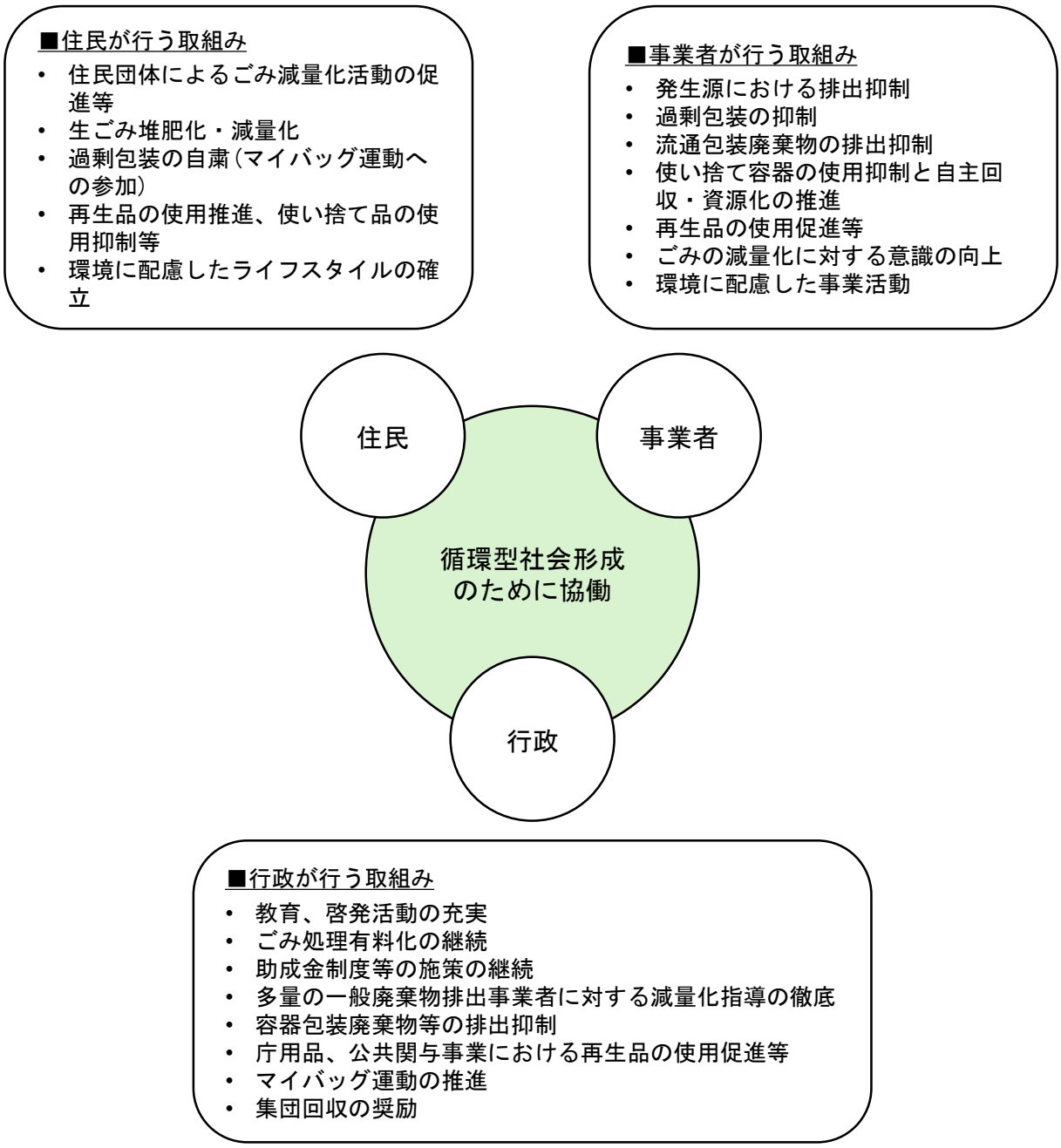


図 3-4　排出抑制に向けた住民・事業者・行政の協働のイメージ

第5節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1 分別収集の基本方針

本市における分別収集の基本方針を以下のとおりとする。

【分別収集に関する基本方針】

マテリアルリサイクルを前提とした資源物の分別収集を行い、資源の有効利用を推進し、焼却量及び最終処分量を最小化することで、地域環境保全に貢献する。

2 ごみの分別区分

ごみの分別区分（計画）を表 3-2、処理・処分困難物等の扱いを表 3-3 に示す。

表 3-2　ごみの分別区分（計画）

区分	ごみの種類
可燃ごみ	可燃ごみ
不燃ごみ	不燃ごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計）
粗大ごみ	粗大ごみ
資源物（リサイクル物）	古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）
	缶類（スチール缶、アルミ缶）
	ビン類（無色、茶色、その他色ビン）
	古布
	ペットボトル
資源物（プラスチック類）	プラスチック（トレイ、プラスチック類、洗剤容器等）

表 3-3　処理・処分困難物等の扱い（計画）

区分	扱い
感染性一般廃棄物	感染性一般廃棄物は専門業者での処理・処分とする。
特定家庭用機器廃棄物	指定家電 4 品目 6 機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、販売店の引き取りとする。ただし、法に基づく再商品化ができない場合は本市で戸別収集を行い指定業者へ引き渡すものとする。
家庭用使用済みパソコン	資源有効利用促進法に基づき、メーカー等の引き取りとする。
一時多量ごみ	引越し等による多量のごみは、事前に豊後大野市清掃センターに連絡し、施設へ直接搬入するものとする。
その他の適正処理困難物	タイヤ等の本市が「取り扱えないごみ」として指定するものについては、専門業者での処理・処分とする。

第6節　ごみ処理の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

本市における収集・運搬計画の基本方針を以下のとおりとする。

【収集・運搬計画に関する基本方針】

① 当面は、現状の収集・運搬体制を維持するものとし、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努め、環境美化、ごみ出しルール違反の防止等を推進するなど、住民の衛生的な生活環境の向上を図る。

② ごみの排出量の状況把握や再資源化のための分別区分の見直しなど、現状に適合した収集・運搬体制の検討を行う。

(2) 収集・運搬に関する施策

① 収集・運搬システムの円滑な運営及び維持管理

ア　収集体制

現在、収集・運搬は本市が主体となり実施しているが、定期的に収集・運搬方法について、費用、排出状況、収集状況等の検証を行い、処理施設の整備・更新等の状況に応じて、より効率的な収集・運搬方法を検討する。

イ　分別区分及び頻度

家庭系ごみの分別区分及び収集頻度は、当面は現行体制を継続するものとする。ただし、減量化・資源化を推進するために、地域の実情を踏まえつつ、分別収集区分の見直しを検討していく。

事業系ごみの分別区分は、家庭系ごみに準じて分別し、排出については収集を許可業者に委託、市の委託による収集・運搬又は直接搬入を行うものとする。

ウ　適正排出・分別の徹底

家庭系ごみについては、分別排出等のルールを徹底するため、排出抑制・分別排出に関する指導を強化する。また、新規転入者には、市役所の窓口などで分別排出について周知徹底を図っていく。

事業系ごみについては、事業者及び許可業者への資源物の分別排出の徹底についての周知、分別排出状況の監視指導等を強化していく。

エ　適正処理困難物

本市では、本市施設で適正な処理が困難であるために指定する品目を定めている。適正処理困難物については、処理専門業者により処理することとしており、本市では排出者である住民に対して引き取り等の主旨、ルール等を徹底してもらい、適正処理を推進していく。

オ　家電リサイクル法、資源有効利用促進法等への対応

家電リサイクル法、資源有効利用促進法等の対象となるものは、基本的には本市では受け入れないため、それぞれの法律に基づき、自主回収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行っていく。また、本市では、消費者、小売業者、製造業者に対し、リサイクル推進への協力を要請、指導、情報発信を行っていく。

ただし、特定家庭用機器廃棄物について、法に基づく再商品化ができない場合は清掃センターへの持ち込みにより指定業者へ引き渡すものとする。

② 収集・運搬の効率化

減量化・資源化施策の実施や分別区分の変更によるごみ量の推移、最新の収集・運搬に関する技術動向を把握しながら、ごみの排出状況や分別区分等に応じた車両・機材整備について、効率的な実施体制の構築を図る。

2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

本市における中間処理の基本方針を以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】
① 長期的な視点からの生活環境の保全を確保するため、ごみの適正な処理と再資源化を促進し、中間処理施設の維持管理及び公害防止対策に努める。

(2) 中間処理に関する施策

① 資源化・適正処理の実施

可燃ごみは、みどりの森環境センターへの処理委託、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物は破砕・選別等による資源化・適正処理を実施する。なお、資源物（プラスチック類）については、これまで日本容器包装リサイクル協会が指定する事業者に委託していたが、令和8年4月から環境省の認定（プラスチック資源循環促進法第33条の認定）を受けた事業者への委託に変更している。

また、今後も継続利用する粗大ごみ処理施設及び資源化施設については、施設の維持管理、運転管理の適正化に努めながら、公害防止対策に努める。

② 豊後大野市清掃センター（粗大ごみ処理施設及び資源化施設）の延命化

今後も継続して稼働させる粗大ごみ処理施設及び資源化施設を対象に、延命化を図るため、近年中に主要設備の改良等を実施する方向で検討する。

③ 在宅医療にともない家庭から排出される廃棄物の適正処理

本市では、医療機関等と連携し、在宅医療にともない家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、分別方法や排出ルール及び回収方法など、安全な処理体制を構築しているため、本市では適正な分別排出がなされるよう、住民への普及啓発を行う。

3 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

本市における最終処分の基本方針を以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】
① 最終処分については、当面は民間事業者へ委託処分する現行体制を維持することで適正処分を行う。
② 旧東部埋立処分施設の浸出水処理については、今後も現行体制を維持する。

(2) 最終処分に関する施策

① ごみの排出抑制の徹底

不燃残渣等の最終処分量を削減するため、ごみの排出抑制を徹底する。

② 最終処分ルートの円滑な運営及び管理の維持

最終処分については、最終処分ルートの円滑な運営及び管理の維持に努める。

本市では、当面は最終処分場の確保が難しいことから、引き続き、現行体制どおり民間事業者への委託処分を実施する。

③ 旧東部埋立処分施設の浸出水処理の継続

旧東部埋立処分施設の浸出水は、豊後大野市清掃センター（焼却施設）の稼働終了に伴い、冷却水としての再利用は終了するが、引き続き浸出水処理施設において適正な浄化処理を行い、環境基準を満たした上で安全に放流（排出）する。

④ 新たな最終処分体制の検討

本市は現在、埋立可能な最終処分場を有しておらず、中間処理において排出された焼却残渣（飛灰固化物）及び処理後の不燃残渣は民間処分業者へ全量処分委託しているが、委託先の最終処分場は令和 19 年 3 月に埋立完了となるため、最終処分体制について検討を進める。

第7節　ごみ処理施設の整備に関する事項

1 粗大ごみ処理施設及び資源化施設の延命化

今後も継続して稼働させる粗大ごみ処理施設及び資源化施設を対象に、延命化を図るため、近年中に主要設備の改良等を実施する方向で検討する。

2 豊後大野市清掃センター（焼却施設）の有効活用

令和 9 年度以降、可燃ごみはみどりの森環境センターにて委託処理することとなるが、焼却施設は粗大ごみ処理施設及び資源化施設と一体となった施設であることから、当面、施設の解体は実施しない。大規模災害時におけるごみの一時集積など、焼却施設の有効活用について継続して検討する。

第8節　非常災害時におけるごみの処理及び施設整備に関する事項

1 災害廃棄物処理計画の整備と事前準備の強化

非常災害時における一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の適正な処理を円滑に実施するため、豊後大野市災害廃棄物処理計画の定期的な見直しを行う。仮置き場候補地の事前選定や災害廃棄物発生量の推計をはじめ、避難所ごみや生活ごみ、汲み取りし尿及び仮設トイレ等の緊急収集・処理体制をあらかじめ明確化し、平時からの備えを推進する。

2 防災協定の締結と広域・民間連携の推進

災害廃棄物の適正かつ迅速な収集・運搬・処分に向けて、大分県や他市町村との広域的な連携体制や専門人材の派遣支援スキームを構築し、発災時の受託・再委託・再々委託等の連携ルートを円滑に運用できる体制を確保する。また、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者、各種建設・処理関連団体等との災害支援協定の締結及び連携強化について検討する。

3 仮置き場の選定・適正管理と受入最終処分場の確保

地域バランスや搬入利便性を配慮した仮置き場候補地を事前確保し、開設時には分別の徹底、安全管理、害虫・悪臭対策及び不法投棄防止措置等を講じて衛生的に運営する。また、処理の停滞を防ぐため、民間の最終処分場等を「非常災害廃棄物最終処分場」として活用・確保する取り組みを含め、埋立処分の受入先を平時から多角的に検討する。

4 既存施設の有効活用と防災機能の向上

豊後大野市清掃センター（焼却施設）について、非常災害時におけるごみの一時集積所としての有効活用を検討する。また、継続利用する粗大ごみ処理施設、資源化施設の計画的な維持修繕や長寿命化・防災対策を推進し、災害時にも機能を維持・回復できる施設整備を推進する。

第9節　その他ごみ処理に関し必要な事項

1 廃棄物減量等推進審議会及び環境衛生指導員

ごみ処理は、快適な日常生活を続ける上で必要不可欠なものであり、ごみ処理事業を推進していくためには住民の協力が不可欠である。このため、住民との意思疎通、情報の共有を図ることで、相互の理解を深め、協力体制を構築していく必要がある。既存のネットワークを利用するなどし、市側から住民への広報・啓発を積極的に推進する。

2 事業者の協力

製造事業者による自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備が促進されるよう関係機関に要請を行う。

3 不適正処理、不法投棄対策

本市では環境衛生指導員によるパトロール活動や指導等を実施している。今後も、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けて、定期的な監視パトロールや啓発を強化・継続する。

4 その他（一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価）

本計画は、Plan（計画の策定)、Do（実行)、Check（評価)、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図る。

また、評価を踏まえて概ね5 年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行う。

第4章　生活排水処理の現状

第1節　生活排水の処理体系

計画対象区域の生活排水の処理体系を図 4-1 に示す。

計画対象区域の生活排水処理は、「下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」で、し尿等の処理については「豊後大野市白鹿浄化センター」（以下「白鹿浄化センター」という）で行っている。

なお、白鹿浄化センターでは、くみ取りし尿のほかに浄化槽（合併、単独）及び農業集落排水施設から排出される汚泥を処理している。

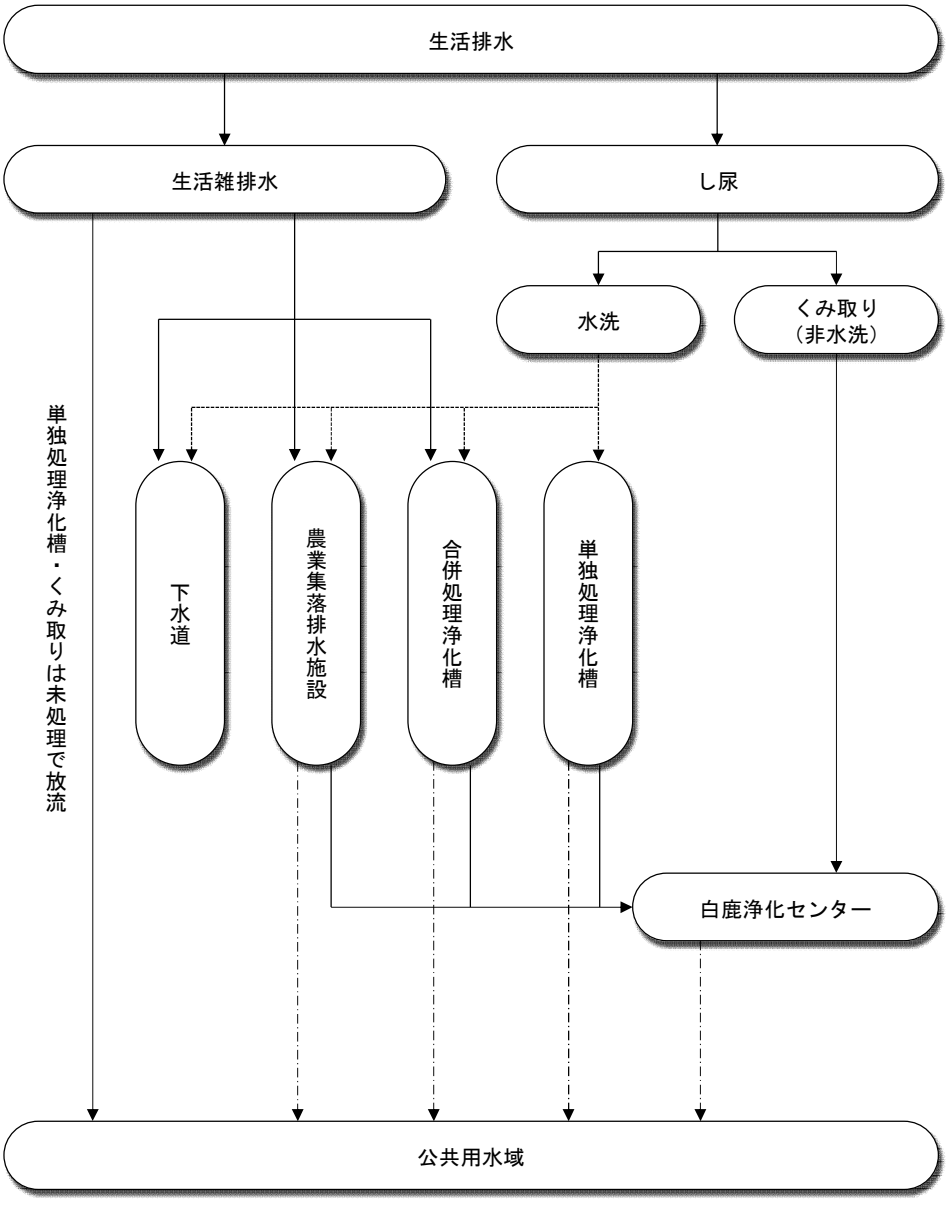


図 4-1　生活排水の処理体系

第2節　生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の実績を図 4-2 に示す。

令和 7 年度の生活排水処理形態別人口は、水洗化・生活雑排水処理人口（汚水衛生処理人口）が 25,591 人、水洗化・生活雑排水未処理人口が 4,752 人、非水洗化人口が 6,841 人となっており、汚水衛生処理率は 68.8%となっている。

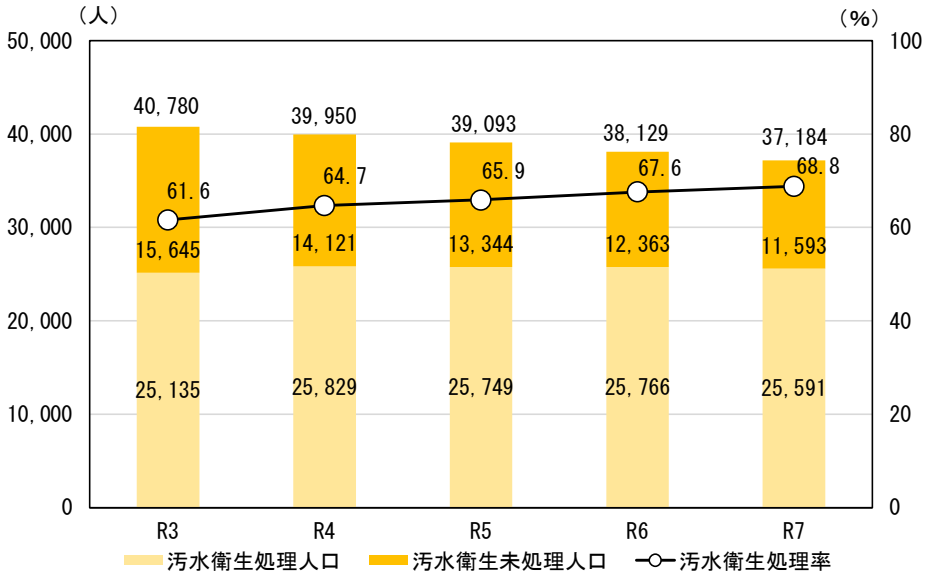


図 4-2　生活排水処理形態別人口の実績（計画対象区域）

第3節　し尿等の処理の実績

1　し尿等の収集・運搬の現状

計画対象区域のし尿等の搬入量実績を図 4-3 に示す。

し尿等の搬入量実績は、令和 6 年度までは減少傾向にあったものの、令和 7 年度のし尿量は 1,652kL/年、浄化槽汚泥量は 15,032kL/年と前年度と比較して汚泥量が増加している。

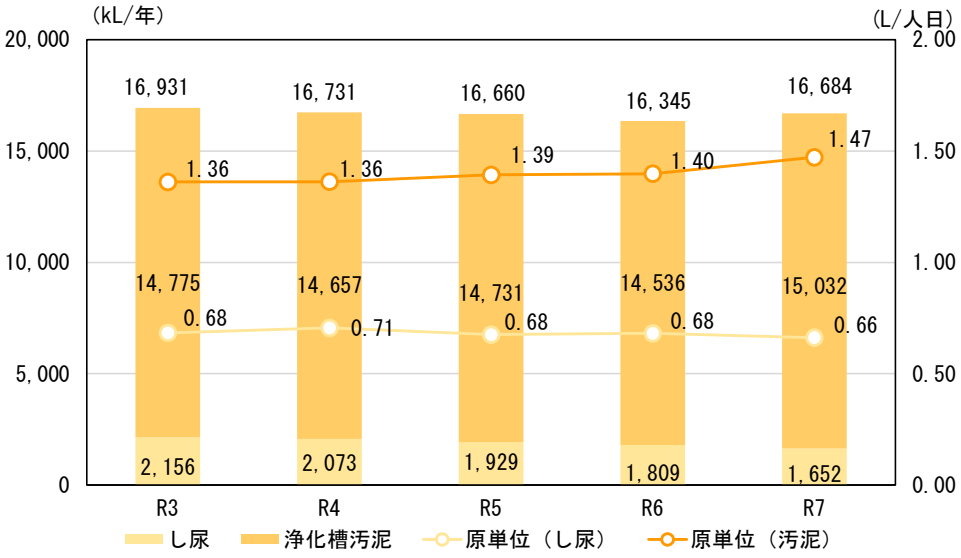


図 4-3　し尿等の搬入量実績

2 し尿等の処理状況

白鹿浄化センターのし尿等の処理実績を表 4-1 に示す。処理量は令和 7 年度で、し尿処理量 4.5kL/日、浄化槽汚泥量 41.2kL/日で合計 45.7kL/日となっている。

表 4-1　し尿等の処理量実績

項目			単位	R3	R4	R5	R6	R7
処理量	年間量	し尿	kL/年	2,156	2,073	1,929	1,809	1,652
		浄化槽汚泥	kL/年	14,775	14,657	14,731	14,536	15,032
		合計	kL/年	16,931	16,731	16,660	16,345	16,684
	日量	し尿	kL/日	5.9	5.7	5.3	5.0	4.5
		浄化槽汚泥	kL/日	40.5	40.2	40.2	39.8	41.2
		合計	kL/日	46.4	45.9	45.5	44.8	45.7

3 最終処分・再利用の状況

し尿処理に伴い発生するし渣及び汚泥の焼却処分・再利用の実績を表 4-2 に示す。

表 4-2　焼却処分・再利用の実績

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
焼却処分	し渣搬出量	t/年	3	17	14	24	19
	汚泥搬出量	t/年	149	0	0	0	31
再利用	堆肥生産量	t/年	185	203	182	166	150

第5章　生活排水処理計画

第1節　し尿・汚泥排出量の推計

し尿処理量の見込みを図 5-1 に示す。

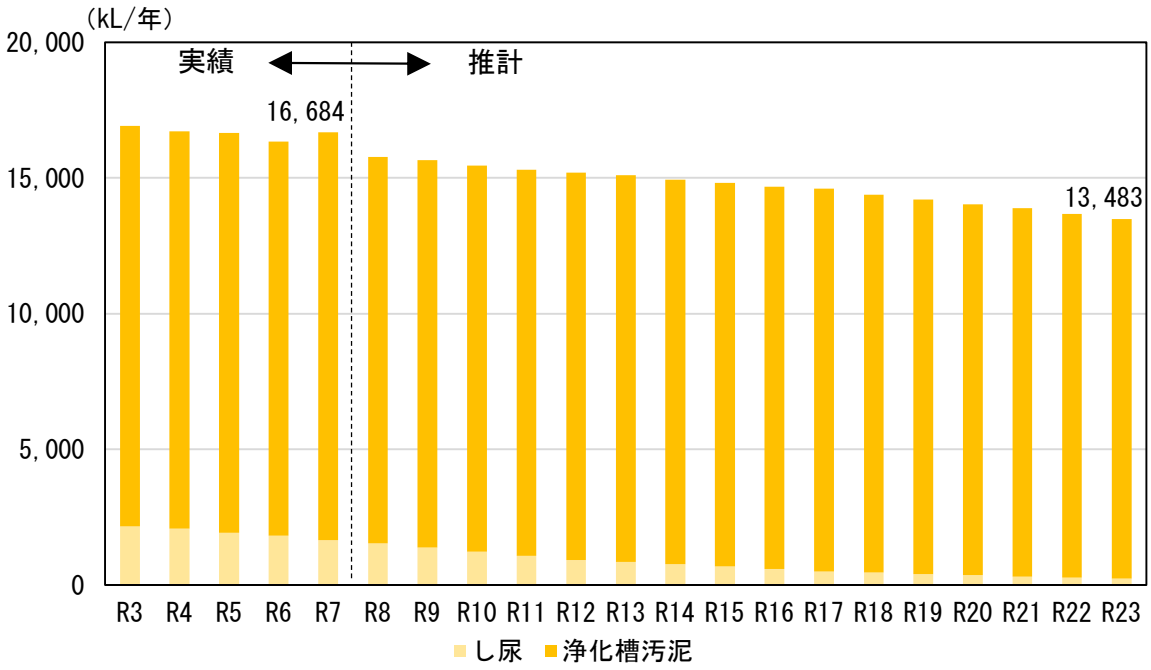


図 5-1　し尿等処理量の見込み

第2節　基本方針

計画対象区域内の生活排水処理の基本方針を以下に示す。ただし、野津処理区の生活排水処理施設の整備や啓発活動等については、臼杵市が主体となり実施するものとする。

① 生活排水処理施設整備の推進

本市行政区域内では、豊後大野市生活排水処理整備構想に基づき、生活排水処理施設の整備を推進し、汚水衛生処理率の向上を図ることにより生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷の軽減を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り便所を設置している家庭・事業所等については、下水道や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を働きかけていく。

② 水環境の保全に対する意識の高揚

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。

③ 浄化槽の適正管理

適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく。

第3節　処理の目標

計画目標年次は、令和 9 年度から令和 23 年度までの 15 年間とする。

計画目標年度における生活排水の処理の目標、人口の内訳を表 5-1 に示す。

表 5-1　生活排水処理形態別人口の内訳（計画対象区域）

項目				単位	最新実績	最終目標
					R7	R23
人口				人	37,184	29,361
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口			人	37,184	29,361
		水洗化・生活雑排水処理人口		人	25,591	27,560
			下水道人口	人	2,372	2,480
			農業集落排水施設人口	人	2,627	2,032
			合併処理浄化槽人口	人	20,592	23,048
			コミュニティ・プラント人口	人	0	0
		水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）		人	4,752	752
		非水洗化人口		人	6,841	1,049
	計画処理区域外人口			人	0	0
汚水衛生処理率				%	68.8	93.9

第4節　し尿・汚泥の処理計画

1 基本方針

計画対象区域内のし尿及び浄化槽汚泥処理の基本方針を以下に示す。

> し尿等の適正処理の推進
> し尿等の収集・運搬、中間処理、最終処分は現状体制を維持し、計画対象区域内から発生するし尿について排出量や正常に応じた適正な処理を行う。

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬に努める。

(2) 計画・運搬の範囲

し尿及び浄化槽汚泥ともに計画対象区域全域を計画収集区域とする。

(3) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は現行どおり許可業者により実施し、原則として白鹿浄化センターへ搬入する。

また、し尿及び浄化槽汚泥の発生量の変化に対応した安定的かつ継続的な収集・運搬体制を築くように努める。

3 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

中間処理に関する基本方針を以下に示す。

> し尿等の処理量及び性状の変動に応じた適正な処理を推進する。

(2) 中間処理の方法

計画対象区域から収集されるし尿等の全量は、本市の白鹿浄化センターで適正に処理し、処理水は放流基準を満足する水質で放流する。なお、処理水の放流先は引き続き大野川とする。

また、安定したし尿及び浄化槽汚泥処理を継続していけるよう施設の適正な維持管理に努める。

4 排出抑制・再資源化計画

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進する。さらに、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用など過程でできる生活排水対策について啓発を行い、住民の自主的な取組を促進する。ただし、野津処理区は臼杵市が主体となり、実施するものとする。

また、し尿処理により発生する汚泥については、白鹿浄化センターで堆肥化することで資源化を継続していく。

5 最終処分計画

し尿より除去・脱水されたし渣は、現在は清掃センターで焼却処理を行っているが、令和9年10月の焼却施設停止以降は、みどりの森環境センターまたは民間の処理業者にて適正に処理を行う予定である。これにより、今後も確実な最終処分体制を構築・維持する。

第5節　し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備に関する事項

1 施設整備に係る基本方針

本市では人口減少に伴い、今後し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少傾向で推移するものと予測される。現状、白鹿浄化センターの処理能力には十分な余力があることから、本計画期間内における新たな処理施設の建設や大規模な拡張等の整備は行わず、現状の処理体制を維持することとする。

2 既存施設の適正管理と長寿命化

新規の施設整備は行わないものの、白鹿浄化センターの機能維持及びライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な機器更新や保守点検を実施し、施設の長寿命化と安定的な処理体制の確保に努める。

第6節　その他

1 住民に対する広報・啓発活動

適正な生活排水処理を行うには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要である。そのため、生活排水処理対策の重要性や浄化槽の維持管理の徹底等について、広報・啓発活動を図っていく。

ただし、野津処理区については臼杵市が主体となって実施する。

2 地域に関する諸計画との関係

生活排水に係る諸施策の推進に当たっては、環境に係る他の諸計画の推進とともに住民と協働で進めていく。

3 災害時のし尿処理計画

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は床下浸水程度の被害であっても水没したり、構内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。したがって、事前にし尿関係の処理計画を策定しておくことが必要である。

そこで、し尿関係の処分計画については、以下のとおりとする。

(1) 家庭・事業所等及び公衆便所からのし尿等の収集・処理は、平常時と同様の体制を基本とする。ただし、被害状況に伴う量の増大により通常の収集等が困難な場合は一時的な変更により対応する。

(2) 計画対象区域のくみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理施設を確保するため、周辺自治体と協力し、広域的な処理体制を確保し、必要に応じて応援を要請する。

(3) 収集運搬車両等の緊急資機材について、一市単独で大規模水害に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市町と協力し、広域的な備蓄体制を確保する。